

平成28年（2016年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成28年8月4日（木曜日）

招集年月日 平成28年8月4日（木）
招集の場所 紀北町本庁舎議会議場
開 会 平成28年8月4日（木）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	9 番	家崎仁行
10番	玉津 充	11番	奥村武生
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑 正量		

不応招議員

8 番	入江康仁	12番	東 篤布
-----	------	-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
建 設 課 長	植地俊文	海山総合支所長	玉津裕一

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- | | |
|----|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第41号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結について |
| 第6 | 報告第6号 専決処分の報告について |

会議録署名議員

1 番 大西瑞香

2 番 原 隆伸

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本 攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから、平成28年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、8番 入江康仁君、12番 東 篤布君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

平成28年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年8月4日（木曜日）午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第41号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結について

第6 報告第6号 専決処分の報告について

以上でございます。

瀧本 攻議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本 攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

1 番 大西瑞香君

2 番 原 隆伸君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本 攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

瀧本 攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る7月29日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は2件であります。付議事件については、議案第41号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結についてと、報告第6号 専決処分の報告についての2件でございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成28年度6月分と、水道事業会計の平成28年度6月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員の控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

瀧本 攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。早速でございますが、本臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、平成28年度三重県消防操法大会についてでございます。7月16日に三重県消防学校におきまして、平成28年度三重県消防操法大会が開催されまして、三重県消防協会紀北支会から、紀北町消防団が小型ポンプ操法の部に出場し、議員の皆様に応援いただき、県内の消防団12チーム中4位という成績を収めることができました。

4月より、三重紀北消防組合紀伊長島消防署職員の指導のもと、世古消防団長をはじめ、消防団員の協力を得まして、選手の皆様がお仕事でお疲れのところ夜遅くまで、1つの目標に向かい真摯に訓練に取り組んだことが、本大会での成果につながったものと考えております。

また、このことによりまして、消防団の団結と三重紀北消防組合との連携強化を図ることができ、今後の消防団活動がより一層充実するものと期待しているところでございます。

以上をご報告といたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

瀧本 攻議長

以上で行政報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第5、議案第41号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の

規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結についてでございますが、平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事におきまして、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

瀧本 攻議長

続いて、内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

おはようございます。それでは、平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第41号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結について次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事

- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 5,119万2,000円
変更後 5,313万3,840円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町東長島188番地
株式会社 前川組
代表取締役 前川禎徳

平成28年8月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

今回、提案させていただいております、工事請負変更契約につきましては、平成27年12月定例会におきまして、当初契約の議決をいただいた平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事の設計変更に伴う変更契約でございます。今回の変更契約は、工事を進めていく中での現地精査による精算に伴う変更でございます、大きな工種等の変更はございません。

議案書2ページをお願いいたします。資料1の工事費でございます。請負金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、変更前が5,119万2,000円、変更後は5,313万3,840円でございます。請負金額は194万1,840円の増、そのうち消費税が14万3,840円の増、工事価格が179万8,000円の増でございます。

その下の工事概要でございます。今回の復旧工事の主な変更内容を表しております。今回の変更の主な内容といたしまして、法面工では、既設法枠を撤去したところ、地山の一部に岩盤が確認されましたので、張芝工から、モルタル吹付工に一部変更いたしました。また、同じく法面工では、地山クラック部へ予定していた養生マット工が現地精査により、減となったものでございます。

次に、アンカー工につきましては、アンカー本体では変更はございませんでしたが、受圧板の厚みが箇所によって厚くしなければならない箇所がございましたので、変更増となっております。

次に、擁壁工、排水構造物工につきましては、現地精査による延長の変更等による変更増でございます。

次に、構造物撤去工におきましては、既設法枠の撤去に伴う取壊し数量が変更増となったものでございます。

次に、仮設工の木柵工につきましては、モルタル吹付工が増となったため、延長が減となったものでございます。準備工のコンクリート塊運搬処理につきましては、取り壊し数量の増に伴い変更増となったものでございます。

土工につきましては、これらの変更に伴い、変更減となったものでございます。

工期につきましては、平成28年8月13日を完成予定としております。

今回の工事におきましては、当初契約時では、県、国の繰越手続きが完了しておりませんが、早期発注、早期復旧の観点から、それらの手続きが完了した時点で工期延長を行う旨の条件を付して発注を行ったものでございます。その後、国、県の繰越手続きが完了し、3月議会で繰越明許をお認めいただいたうえで工期延長を行ったものでございます。

議案書3ページをお願いいたします。資料2の設計金額でございます。設計金額につきましては、当初設計金額が5,419万6,560円、変更設計金額が5,625万2,880円でございます。入札結果による請負比率94.46%から変更請負金額を算出しております。また、その下の表が先ほど、ご説明申し上げました工事概要ごとの設計ベースでの工事価格でございまして、税抜き価格でございます。3ページは、土工から排水溝造物工、4ページは、構造物撤去工から準備工までを表示してございます。

議案書5ページをお願いいたします。資料3、平面図でございます。図面中ほど左のN0.0（起点）と表示している箇所から、図面中ほどのNo.2+17.18（終点）と表示してある部分までが、今回の復旧延長58mでございます。実際には、57.18mとなるものですが、林道施設災害復旧事業においては、小数点以下切り上げとなるため、58mとしております。

議案書6ページをお願いいたします。資料4、標準断面図でございます。法面工の標準断面図と林道部分の標準断面図を表示させていただいております。法面工の標準断面図でございますが、今回の復旧工事の復旧工法を表示させていただいております。台風15号の豪雨により、既設の法枠が一部の地山とともに滑落し、下部の法枠が損傷し、法面を安定させる機能が失われたため、損傷した下部の法枠5段から8段を撤去し、損傷を受けていない部分の法枠を残したうえでグラウンドアンカー工により、不安定となっている部分の土塊を保持安定させ、林道を復

旧しようとしたものでございます。右の図面は林道部分の標準断面図でございます。林道林ノ谷線の幅員は4mでございまして、そのうち路肩が左右0.5m、斜線部分が3mでございます。

議案書7ページをお願いいたします。資料5、法面のアンカー工配置図でございます。グラウンドアンカー工の配置図でございまして、縦、横の線は、既設の法枠を表してございます。アンカー工の本数、長さ等につきましては、変更はございませんでした。

議案第41号についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

瀧本 攻議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 玉津 充君。

10番 玉津 充議員

工期についてなんですけど、平成28年8月13日、もう10日を余すところ、そういうような状況になっているんですけど、これの工期は大丈夫なのかということと、それと工期の経緯を課長、先ほど述べられたんですけど、もう一度、詳しくその辺を説明お願いできないでしょうか。よろしくお願いいたします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおりですね、現在の契約上の工期は、平成28年8月13日までとなっております。この工期につきましてはですね、現在、工程の中では、清掃、後片付けの工程に入っております。工期については、もう予定どおり完了するものと考えてございます。

それと、工期変更の経緯でございます。昨年の12月定例会におきまして、この契約についてはご可決賜っております。その時点におきましては、この事業量、工事量から考えますと、確かに標準工期といたしましては、約240日程度が見込まれてございました。その12月の当初契約の時点では、その標準工期が取れませんでした。年度内の工期で発注をいたしてございます。その経緯といたしましては、今回のこの工事につきましては、災害復旧であると、早期復旧、早期発注の観点から、繰越手続き、補助金等ですね、繰越手続きをも含めた条件が整っ

た中での工期延長をするという条件を付して発注をいたしております。その12月議会におきまして、ご可決賜ったのちにですね、国、県の繰越手続きが完了いたしました。その後、町の予算上の繰越手続き、繰越明許の議決という形でございますが、それを3月定例会でご可決賜りまして、その後に工期延長を8月13日までといたしまして、現在に至っております、以上でございます。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

13番 東 清剛君。

13番 東 清剛議員

いずれにしても、災害が懸念される林道でして、私もちょっとうろ覚えなんですけど、これは広域基幹林道の3点着工のうちの1つだと思うのですが、これは大杉谷とつなぐのかな。その辺ちょっとね、私今、記憶が定かではないものですから、ちょっと説明をお願いしたいのと、今の全体的な広域基幹林道としての進捗率、なかったらいいですよ。確認のためですから。その辺でどの辺まで。

そして、もう1つは、422との関係の問題もあるわけですよ。本来ですと、どちらかといいますと、422のほうが現実的に大きなトンネルが1つあるので、やってもどうしようもないのですが、それと、あの当時、これをやるのか、422のほうを進めるのかという話があったのでね。そのへんの経過がわかっている。ただ、皆さん、多分、林ノ谷ってどこにあるか、なかなか知らない人が多いと思いますので、三戸と、河合のところと、江竜と3点、着工して、随分、災害が発生している、当然、山が急峻ですから、その辺の事情だけ説明願いたいと思います。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。確かに林道林ノ谷線につきましては、広域基幹林道、野又越線の当時、3点着工の1つのルートとして、利用してございました。ただ、全線ですね、その工事用のアクセスルートとして使用していたわけではございませんでして、林ノ谷線の終点部分から、一部、作業道を開設した上での3点着工の内の1点というふうな利用をしてございました。その後、野又越線の事業も進捗いたしまして、1工区、2工区が結ばれることとなりましたので、現在といたしましては、野又越線につきましては、起点側の江竜工区か

ら、それと三戸側からの2点で事業を進めておると。ただ、三戸側につきましてはですね、一部損傷している部分がございますので、実際では、江竜からのルートで現在、事業を進めておるといところでございます。したがいまして、林ノ谷線につきましては、現在、野又越線の工事用のアクセスルートとしては、使用しておりません。

それと、野又越線の進捗につきましては、現在、詳細な資料は持ち合わせておりませんが、あと残事業といたしましては、トンネル、橋梁等があるというふうにお聞きしております。それと422号線との関係につきましては、私のほうはちょっと存じ上げてございません。以上でございます。

瀧本 攻議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

なかなか難しいところで、1つは、災害を町でせんなんというのは、多分、県での決定ですね。そのへんが移管されて、今の状況になっているのかなと思うんですけども、財源的に、これは災害ですから、本工事のほうの進捗のほう、どのように今後、進めて行かれるのかなというところ、わかっていればお聞かせください。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

議員、ご質問の路線につきましては、野又越線のようにお聞き受けいたしましたが、当然、野又越線につきましてもですね、県の重要な事業でありまして、町といたしましても、推進の立場にあることは間違いございません。そういった中でですね、事業期間が長期間にわたってございますけれども、事業を進めているところでございます。そういった中でですね、林ノ谷線につきましては、野又越線とは関係なくですね、町が開設した林道でございますので、管理者といたしまして、今後、管理をしていくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方がございませんか。

3番 奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

聞き逃しているのかもわからんのですけども、1点、お聞きしたいと思います。この変更がですね、生じたということで、この変更が生じたことを確認できた時期というのは、いつくらいやったんですかということをお聞きします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

このすべての変更がですね、工事の進捗による変更でございます、その工事の都度、変更は、監督員のほうを確認してございます。そういった中でですね、今回の変更につきましては、当初、申し上げさせていただきましたとおり、工事の進捗に伴いですね、生じてきた現地精査による精算に伴う変更であるという、その一つひとつをとればですね、軽微な変更でございます、その時点で契約変更には至らない軽微な変更ではございますが、精算による変更契約が必要であるということで、今回、提案させていただいている議案でございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

では、変更が生じてきた都度、変更してきて、その工事の内容についても終わってきていると。その都度。ということで、最終的に差額というか、出てきた分を今回という、増減分をこういう形で出してみえたということよろしいですか。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

そのとおりでございます。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

2番 原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

2番 原です。このコンクリート構造物の40m³、152万6,000円、これが主たる変更だと思うのですけども、コンクリート構造物の取り壊しについてはですね、予見できなかったのかどうか。

どういう形のものであって、どういうふうな関係上、設計変更をせざるを得ない状況になったのか、そこらの経緯をまずお願いします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

この既設法枠の撤去につきましては、当初設計におきましては、法枠の断面形状を30cm×30cmで、すべて計算してございます。ただ、この法枠のですね、当時の施行上、その地山に合わせた形で法枠を打設してございます。そういった中でですね、30cm以上の部分が、結果的に多かったと。と申しますのは、地山に対して法枠を、その地山に合わせて施行してございますので、30cmを超えることは、確かに想定はしておりましたが、設計上ですね、30cmの断面で設計いたしておりました。結果的にですね、30cm以上のところが、想定以上に多かったということが言えるのではないかとというふうに考えてございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

設計上のことなんですけども、大体、本来、設計仕様書には、設計変更をせんでもええような見積もり依頼をするのが常だと思うのですけども、どうも最近、ことごとくの物件がですね、設計変更しておるといような状態から見ていきますと、何か安易に設計仕様書をつくっているんじゃないかと、そういう不安も若干持たざるを得んのですよね。また、これはもう終わった工事なんですよね。終わった工事について、議員に承認してくださいといような今の現状から考えますと、その設計変更が多いという、設計コンサルの問題が、それとも、我々議員が軽視されているのかと、そのどちらかを判断せざるを得んような状態のように感じるんです。そこらへんをですね、今後のことも絡めて、特に私、これ12月3日に入札した物件でございますけれども、これの落札業者と9社入札業者、業者が入札しておりますけれども、上から下まで260万円とかですね、そういうようなこともあってですね、問題にしたかったんですけれども、早期着工、早期完了というもとで、私もあえて質問しなかったんですけれども、そこらへん全部含めてですね、回答を願います。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。この工事の変更につきましてはですね、変更が全く生じない設計というのは、理想論としてはあろうかと思えます。また、この土木工事におきましては、例えば、土に隠れている部分、地中の中での部分につきましては、想定できない部分がございます。そういった中での変更というのは、当然、生じ得るものというふうに私どもは考えてございます。そして、また、先ほど、法枠の断面形状を30cmとして当初設計では行っておりますが、確かに議員おっしゃられるとおり、その設計時点ですね、すべての断面を測って、全ての数量を算出するのは、理論的には可能でございます。ただ、それに費やす労力、費用、そういったことを考えますと、精算ということを考えた中での発注を、早期発注、早期復旧という観点から、今回は行っておるというふうに私どもは認識しているところでございます。

それとその入札結果につきましては、私どもは関知いたすところではございませんので、お答えは控えさせていただきますと存じます。以上でございます。

瀧本 攻議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

一応、目視で見てもですね、わずか何ミリという幅であるならば、わからないと思うんですけれども、何cmであれば、目視である程度わかると思うのです。地山の中に隠れているものであるならば、これはやむを得んですけれども、これは目視で見えるものでございますから、やはり、そこで気づかないということは、要するに安易な測量というのですか、設計であったと言わざるを得ないと思うのですよね。それで、他の入札については、関知しないということですが、今後のことがありますので、私はあえてここで言うのは、今後、もう少し我々がきちんと責任を持った採決をできるような、そういうようなことをやりたいというもとの提案するものでございます。よろしくお願いします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。確かに変更につきましてはですね、変更がないというのが理想でございます。より今後、理想に近づけるうえでですね、作業を進めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第41号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に入ります。

日程第6 報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいまの議案につきましては、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございます。引き続きまして、1件の報告案件につきましては、ご報告を申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告についてでございますが、平成28年4月15日午後0時42分頃、三重県松阪市朝田町交差点において、海山リサイクルセンターの廃棄物運搬業務を委託している有

限会社尾鷲環境開発社員が運転する町所有のトラックが、停車中の相手方車両に追突し、負傷及び車両を損傷させる事故が発生いたしました。

その内、人身事故分につきまして、本年7月12日、損害賠償額を21万3,626円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告につきましては、以上でございますが、今後、このような事故が発生しないよう、より一層事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

瀧本 攻議長

報告第6号の専決処分の報告については、基本的には、議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないこととされていますが、先ほどの説明において、内容等に不明確な点があれば、再度、説明を求めるということで発言を許したいと思います。

それでは、報告第6号について、発言される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

以上で、発言を打ち切ります。

報告案件については、聞き置くことといたします。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

瀧本 攻議長

それでは、平成28年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 07分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 8 月 23 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸